

専決処分 of 報告について（直営清掃車両による  
ごみ収集作業中に発生した事故に係る示談処理）

1 事故の発生

令和2年12月1日（火）午後1時30分頃、区の清掃車両が板橋区西台四丁目の都営住宅敷地内をバックで進入している際、タクシーが建物奥より前進してきたため、車両を通常の収集位置に停車してしまうと幅員が狭くタクシーの通行の妨げになることからさらにバックしたところ、車両後部を後方に設置されていた車止柵に接触させ、破損させたものである。（事故現場付近図、状況図及び写真は裏面）

- 2 損害の程度 （1）相手側 車止柵の破損  
（2）区側 なし

- 3 示談の相手方 東京都住宅供給公社 目白窓口センター所長

- 4 損害賠償額 198,000円

- 5 示談成立日 令和3年3月31日（水）

- 6 示談の処理 本件の示談金として金198,000円を支払う。  
保険会社を通じて、相手方よりこの事故に関する何らの債権債務が存しないことを確認し、今後一切の請求をしない旨の承諾書（免責証書）の提出を受け示談した。

- 7 支 払 賠償額は全額、区の加入する保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）から「対物賠償保険」により支払われる。  
区からの直接の支払いはない。

8 事故防止策の実施

清掃車両係において緊急ミーティングを開き、注意喚起を行うとともに、事故原因の分析及び再発防止策を検討した。事故惹起者に対しては事故現場を再現しての実技講習会を開催した。

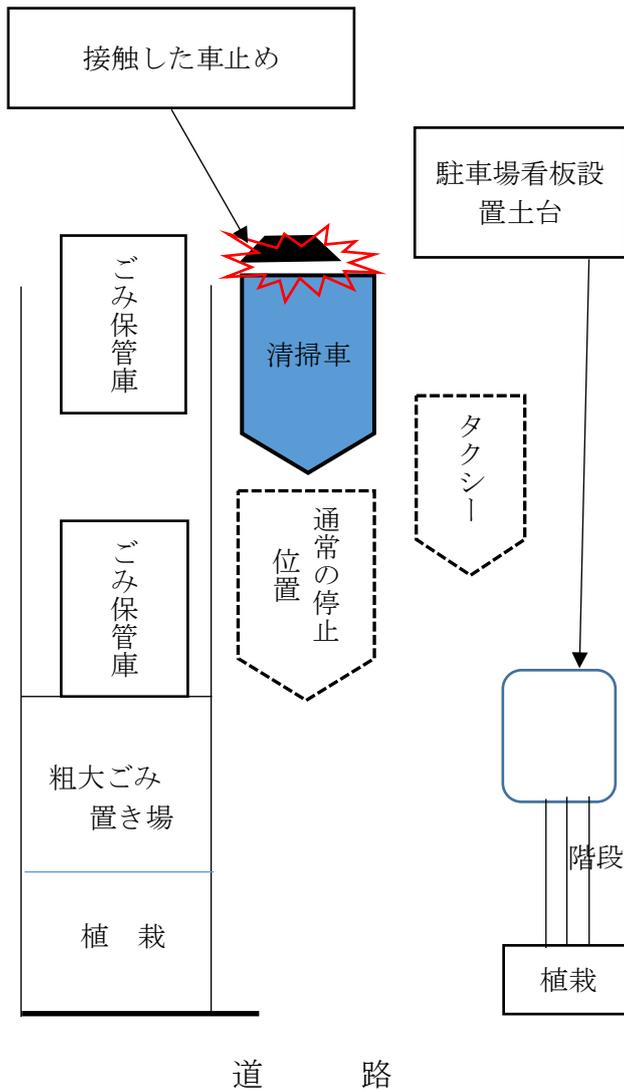
また、東・西清掃事務所作業係においては事故状況の情報共有を図るとともに、バック誘導実施の徹底を周知した。

今後とも事故防止指導の実施等により、事故の発生防止に努めていく。

①事故現場付近図



②事故状況図



③写真

